

警備業法の一部改正について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止され、新たに標識の掲示が必要となります。

～ 主な改正内容 ～

○ 認定証の廃止

認定証の廃止に伴い、認定及び認定更新の際は認定証を交付しませんが、引き続き、認定（更新）手続は必要となります。

なお、認定（更新）手数料（23,000円）の変更はありません。

○ 認定証再交付申請及び書換え申請の廃止

認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換え申請が廃止となります。

○ 標識の新設及び掲示

警備業者は、自らが作成した標識を主たる営業所に掲示するとともに、常時使用する従業者の数が5人以下である場合又は管理するウェブサイトの有していない場合を除き、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。



【問合せ先】

青森県警察本部
生活安全部 生活保安課 営業・危険物係
(令和6年4月1日以降は生活安全企画課)
電話 017(723)4211